

地方分権改革の推進について

平成25年12月12日

地 方 六 団 体

政府は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっている国から地方への事務・権限の移譲等について取り組みを進めてきた。12月10日に開催された第11回地方分権改革有識者会議では「見直し方針案」がとりまとめられ、現在、政府の地方分権改革推進本部での決定に向けて準備が進められており、着実に推進されていることを評価する。

また、地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、眞の意味で自立した自治体の創造に向け、以下のとおり取り組むことを求める。

- 「見直し方針案」に沿って事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を進めること。
- 農地転用やハローワークなど、今回、「見直し方針案」において移譲されなかった事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、移譲する方向で検討を進めること。
- 特に、農地転用を含む土地利用に関する事務・権限については、地方が主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができるよう、早期に移譲するとともに、あわせて国の関与を廃止すること。
- 一方、福祉施設については、面積、有資格者の人員配置等に関する基準が「従うべき基準」となっており、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている。これらの「従うべき基準」について、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止または「参酌すべき基準」へ移行するなど、義務付け・枠付けについても速やかに見直すこと。